

○環境省令第二十二号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）及び大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の二十二、第十八条の二十三第一項及び第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二十四第一項、第十八条の二十五第一項並びに第十八条の三十並びに大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第三条の五の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

環境大臣 山本 公一

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

厚生省

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年

通商産業省

令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

※官報掲載時は【別紙】の体裁による新旧対照表を挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係るこの省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の十一の規定の適用については、当分の間、附則別表第一の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

2 この省令の施行の日において現に設置されている附則別表第一の七の項に掲げるセメントの製造の用に供する焼成炉であつて、原料として使用する石灰石一キログラム中の水銀含有量が一月当たり平均〇・〇五ミリグラム以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる水銀等の量は、原料として使用する石灰石一キログラム中の水銀含有量が連続した四箇月について一月当たり平均〇・〇五ミリグラム未満となるまでの間、一四〇マイクログラムとする。

3 この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものについては、同条同項の規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日（同日前に水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合させるための改修が完了した場合においては、当該改修が完了した日）までは適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものであつて、附則別表第二の上欄に掲げる施設については、当該施設に係る新規則附則第二条第一項の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る日までは適用しない。

5 前各項の規定は、この省令の施行の日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが五十パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには適用しない。

6 この省令の施行の日において現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則別表第一

一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	一五マイク ログラム
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、	一〇マイク

	前項に掲げるもの以外のもの	
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	三〇マイク ログラム
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイク ログラム
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又	四〇〇マイク クログラム

	<p>は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）</p>	
六	<p>令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）</p>	<p>五〇マイク ログラム</p>
七	<p>令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの</p>	<p>八〇マイク ログラム</p>
八	<p>令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若し</p>	<p>五〇マイク ログラム</p>

	<p>くは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、産業廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）</p>	
九	<p>産業廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（２）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）</p>	<p>一〇〇マイ キログラム</p>
備考	<p>1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当</p>	

該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精鍊するもの及び精鋳の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは當該原料から成る材料を使用して金を精鍊するものをいう。

2 「二次精鍊の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精鍊の用に供する施設以外のものをいう。

3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

$$1 \quad C=C_s$$

$$11 \quad C=(21-0n) / (21-0s) \cdot C_s$$

この式において、 C 、 $0n$ 、 $0s$ 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量（単位 マイクログラム）

$0n$ 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

附則別表第二

<p>一の項、二の項</p> <p>七の項</p> <p>八の項、九の項</p>	<p>6</p> <p>10</p> <p>12</p>
<p>0s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）</p> <p>Cs 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）</p>	
<p>4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。</p> <p>この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する</p>	<p>廃棄物処理法第九条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けた</p>

<p>法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による施設の変更の許可（水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。）を申請したもの</p>	<p>この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による変更の届出（水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。）をしたものの</p>
<p>施設の使用を開始する日又は当該許可を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日</p>	<p>廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による届出をした施設の使用を開始する日又は同条第九項において準用する同条第三項の期間を経過した日若しくは当該届出の内容が相当であると認められる旨の都道府県知事の通知を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日</p>